

# 金型、電子部品および電子製品の製造に使用する機械の輸入関税の免除期間の延長

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)  
投資委員会(BOI)布告  
No. 11 / 仏暦 2547 年(2004)

**件名 金型、電子部品および電子製品の製造に使用する機械の輸入関税の免除期間の延長**

電子産業および支援産業の状況に対して対応し、また、競争力の強化および国家の技術開発を効率的に奨励するために、

仏暦 2520 年 投資奨励法、第 16 条第 2 段の権限に基づき、投資委員会は、機械の輸入期間の延長を許容することを妥当と見なす。新投資のプロジェクト、および古い機械の取替えのプロジェクトに関して、仏暦 2552 年(2009 年)12 月 31 日まで、機械に関する輸入関税の免除をあたえるものである。以下による。

- 1) 金型
- 2) 電子部品および電子製品の製造に使用する機械

これらは、仏暦 2548 年1月1日以後有効

布告日 仏暦 2547 年 12 月 28 日

チャバリット・ヨンチャイユット  
副首相  
議長 代行

注: この翻訳は、2004 年 12 月 28 日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。